

ジェンダー差別の解消を目指して

親鸞聖人のみ教えを依りどころに

梯 良彦

(一財) 同和教育振興会 講師団講師

1. 「人」とは誰なのか？

宗祖親鸞聖人は、『唯信鈔文意』において、阿弥陀仏が必ず救うと誓われた対象は、

総じて、善い人も、悪い人も、身分の高い人も、低い人も、無礙光仏の誓願においては、嫌うことなく選び捨てることなく、これらの人々をみなお導きになることを第一とし、根

本とするのである^{*1}。

と十方衆生であるすべての人びとであるとして、仏は誰ひとりも「嫌うことなく選び捨てることなく」と示された。ここにある「善い」「悪い」「身分の高低」は世間（社会）において決められる価値基準である。仏はこれらの基準において「嫌う」「選ぶ」ということはなく、仏法においてはこの基準は当てはまらないことを確認されているのである。

被差別者が一旦「人ではない者」と選

別されると、その差別はより一層冷酷で残忍なものへと変貌していく。権力者たちは、その集団内外において意図的にこの選別をして、残念なことに多くの一般民衆もこれに追従してしまう。自分自身が「人ではない者」と選別されることはないと考えているからか。しかし、いつのまにか自身も選別され排除されるといふ例は決して稀なことではない。仏に「十方衆生たちよ」と願われる私たちが、「人か」「人ではない」かの選別をすることなど許されるはずもない。

「ジェンダー差別の解消を目指して」と題するにあたって、まずは女性が「人ではなかった」という差別の歴史を振り返らなければならない。その上で、ジェンダー差別の解消を目指すには、どのようなことをしていかなければならないか、またその行動が親鸞聖人のみ教えにおいて、どのような位置づけになるのかを考えていきたい。

2. 「人ではない」女性の歴史

アメリカやフランスにおいて近代人権の時代が幕開けして、あらゆる「人」には人権があるとされた。「一七八九年八月二十六日 人および市民の権利宣言」〔フランス人権宣言〕では第一条に、

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益にもとづくのでなければならない。^{※2}

とあり、これらの宣言により王侯などの権力者から「社会権」「自由権」などを一部「回復」した。しかしここでの「人」は「白人」「男性」であり、「一定の税金を支払える者」である。ここに「女性」「奴隷」「障害者」「子ども」「外国人」などは含まれない。また、その後「奴隷」「外国人」「税金を支払えない男性」など少しずつ「人」への「編入」がなされて

いくが、女性はその中でも長年にわたって排除され続けてきた。また、家父長制による夫権や父権を維持するために、女性そのものを「無能力者」と法的に定め たことも「人」からの排除を続けさせる一因となった。

つまり、女性は「人」ではなかった。正しく述べるならば、長年にわたり人としての権利を奪われ続けてきたのである。千年、場合によっては数千年と、女性に男性の財産の一部であり所有物であった。これは前述した近代人権の時代が幕開けしても変わらない。そもそも何かしら女性にとつての「厚遇」があったとしても、本来あるはずの権利の行使ではなく、それは男性が服従者のみに与える「温情」である。女性は「所有物」として譲渡も行われ、家畜や家具と同じように扱われてきたと言っても差し障りがない。これは、例外やその幅はあったとしても世界共通の女性差別の歴史である。

一方、日本においても明治以降、欧米

の影響も受けて「民法」が制定される。家父長制が取り入れられるが、少し欧米とは異なる「家族制度」である。それは儒教精神にもとづく家父長制であり、この制度の頂点を天皇とすることによって国制の基礎とする「国体」維持のためである。しかし、共通して言えることは、家族を国家服従のための権力維持装置として利用することである。日本でも女性には「無能力者」という法的位置づけがなされ、生まれては父（又は家長）に従い、婚姻したとしても夫（又は家長）に従わねばならず、何一つとして人としての権利が無かったに等しい。日本でさまざまに女性の人権を回復するのには、少なくとも日本国憲法（一九四七年施行）を待たなければならぬが、それでもなお多くの課題は残っている。

3. 差別解消の取り組み

さて、ジェンダー差別の解消とは、社会的・文化的に構築された性差にもと

▶執筆者プロフィール



梯 良彦
かけはし よしひこ

1967年生まれ
(一財)同和教育振興会 講師団講師
大阪教区住吉組順照寺副住職

づく不当な不利益（ジェンダーギャップ以下「GG」）をなくして男女平等の社会をつくることである。差別の歴史的連続性を考えると、この差別解消には、人びとへの啓発や学習だけでは到底解消できないものではない。

例えば、フランスでは政治・経済、さまざまな分野における積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション 以下「PA」）を導入した結果、これらの成果により二〇二四年のGG指数（世界経済フォーラム）は二二位（二〇〇六年七〇位）と近年急速な改善傾向にある。その一方で、具体的なPAが導入されていない日本は

いまだ一一八位である。

これらPAには逆差別との批判も聞かえてくる。ここに通底する考えには、「女性差別はあまり見られなくなった」と現実を見ずに差別そのものを認めない傾向がある。そして「女性の社会進出の相対的な割合が低いのは、女性が男性より家庭を大切に思う本来の『特性』があるから」との「特性論」やそれに基づく「性役割分担論」が持ち出される。前述のフランスでは、これらPAに対して逆差別であると「違憲」の司法判断が出ると（一九八二年 憲法院）、ジェンダー差別解消の機運が下火になった。しかし、フランス政府はこれを憲法改正（一九九九年）によって、「法律は議員職と公職に男女の平等なアクセスを促進する」などの文言を加え、パリテ（同数）法などを制定してさらなる差別解消への取り組みを進めていった。

4. 教団についての取り組み

二〇二四年六月三日、浄土真宗本願寺派（以下「教団」）では宗則「宗門におけるジェンダー平等推進基本規程」（第五二回常務委員会議決 以下「宗則」）が發布された。この「第二章」において、「…宗門における慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映し、ジェンダー平等の推進を阻害する要因となることがないよう、あらゆる人々の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り公正なものとするように是正に努めるものとする。」（第三条）とある。つまり、この「宗則」の発布は教団においてジェンダー差別があるということと、この差別を解消するために何らかの施策が必要であることを示している。そこで、教団におけるGGの分析とその背景を考えていきたい。まずは、教団内におけるGGから見ていきたい。ここでは女性数を示した上で（一）内は男性を「二」とした場合の

女性の割合を表したG G指数^{*5}を示す。まず、二〇二四年度宗派宗務所の女性職員の数と全体数と役職別人数は、全体数で五八名（〇・三五）、課長職二名（〇・二）、部長職二名（〇・一七）で、特別職に女性はいない。女性の全体数が少ないことと、上職にいくほどその割合が減少していることがわかる。また本願寺寺務所職員においても宗務所と同じような傾向がみられ、特別職・部長職に女性はいない。次に教団内の各資格者では、僧侶一〇一九四名（〇・五〇）は男性僧侶のおよそ半分となり、教師二二六三名（〇・四四）、布教使二五四名（〇・〇八）と資格が必要になるにつれ女性の割合が低くなっていく。また、住職・前住職は五六五名（〇・〇六）となっており、住職は男性、坊守は女性という性別役割分担が根強いことを示している。これらの数値から起因するのか、学階取得者の上位に位置する勧学・司教に女性はいない。またそれに次ぐ輔教でも僅か二二名（〇・〇五）と大きなG Gがある。このことは、

教団の教学とは長年「男性による教学」であったと指摘されてもやむを得ない。また、教団の運営に大きく関わる宗会議員も、これまで女性は門徒議員として僅か一名で、現在は〇名である^{*6}。

一般的にG Gの直接の原因が不明な場合があるが、それをもって「自然」な現象などとの無責任な分析は許されない。原因不明とされる格差が多いのは、女性差別における特徴でもある。これは、繰り返し返しになるが長年にわたる根深い女性差別によるものであり、社会構造そのものを歪めてきた結果とも言える。教団においても例外ではない。前述した社会構造の中で、各寺院においては本来「法の継承が優先されるべきであるのに、「姓」「家」「血統」が優先される「慣行」はなかったのか。このような中で大きな犠牲を強いられたのは、国のケースと同様に女性なのである。これらの「慣行」が、原因不明と思われがちなG Gに少なからぬ影響を及ぼしている。

さて、教団のジェンダー差別の解消に

は、国と同様P Aなどの施策が最低限必要となってくる。長年の根深い差別を解消するのに順序良く、ルールに則って「公正」に進めるべきなどの主張では、その差別解消への姿勢が問われるであろう。そもそもこれまで、教団の「ルール」は男性が「不公正」に作ってきたものであることを忘れてはならない。

5. 共に歩む道

「宗則」では「宗門におけるジェンダー平等の推進は、あらゆる人々が個人としての尊厳を重んじられ、平等に権利や機会や責任を分かち合い、その個性と能力を發揮し…」（第二条）とあるように、「あらゆる人々」の尊厳が尊重されなければならない。かつて女性が「人」としての権利を奪われてきたことを教訓に、「人」とは権力者によって選別されるものではなく、それは阿弥陀如来が願いをかける「十方衆生」のほずである。

親鸞聖人は、往生浄土の正因は仏の真

実心からいただく信心であり、私たち凡夫はこの他力によってのみ可能であると示された。往生に他力以外に必要なものはない。差別解消を目指そうが目指すまいが、往生には関係がないのである。しかし一方で親鸞聖人は関東の人びとへのお手紙で、

長年の間念仏して往生を願うすがたとは、かつての自らの悪い心をあらためて、同じ念仏の仲間とも互いに親しむ思いを持つようになることです。これが迷いの世界を厭うすがたであろうと思います。十分にお心得ください。^{※7}

自分は往生できるはずだからといって、してはならないことをし、思っ
てはならないことを思い、いって
はならないことをいうようなことが
あつてはなりません。^{※8}

とも示されている。来世の往生は決まっ

ている、だからといって現世のことは成り行きまかせ、悪い心も改めぬでは許されないとの誡めである。

私たちは、親鸞聖人が示されたみ教えを依りどころとして、親鸞聖人が歩まれた道を仏に願われる「十方衆生」として共に歩んでいく。そこにこそ同朋教団としての未来のすがたがある。

※1 『浄土真宗聖典 唯信鈔文意（現代語版）』（本願寺出版社 二〇〇三年）一七〜一八頁

※2 『辻村みよ子著作集 第二巻 人権の歴史と理論―「普遍性」の史的起源と現代的課題』（辻村みよ子 信山社 二〇二一年）四九二頁

※3 積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション）とは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、法律などによって一定の範囲で特別な機会を提供して、実質的な機会均等を実現するための措置。

※4 パリテとは「同等、同一」を意味するフランス語。フランスでは、二〇〇〇年に通称パリテ法と呼ばれる

法律が制定され、男女の政治参画への平等が促進された。日本では「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（二〇一八年施行）があるが、罰則はなく努力目標である。また、意思決定の場で男女同数になることを表す言葉としても使われる。

※5 GG（ジェンダー・ギャップ）指数は、ここでは「女性÷男性」で計算した（少数点三桁以下四捨五入）。格差が小さければ指数は「一」に、大きければ「〇」に近づく。なお、GG指数の根拠となる宗派関係の数値は、宗務所員、寺務所職員（本願寺）、学階取得者は、二〇二四年四月一日現在。僧侶、教師、布教使、住職、前住職は、二〇二五年三月三十一日現在。（ジェンダー平等推進課調べ）

※6 二〇〇五年四月二二日〜二〇〇八年一〇月二九日の一期

※7 『浄土真宗聖典 親鸞聖人御消息 恵信尼消息―現代語版―』（本願寺出版社 二〇〇七年）一四頁

※8 『前掲』一六頁